

○那須塩原市空き家バンク登録建物リフォーム補助金交付要綱

平成28年5月18日告示第113号

改正

平成30年6月1日告示第128号

令和元年10月24日告示第146号

令和7年3月21日告示第30号

那須塩原市空き家バンク登録建物リフォーム等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市空き家バンク実施要綱（平成28年那須塩原市告示第44号。以下「空き家バンク要綱」という。）に定める空き家バンクの利用を促進するため、空き家所有者等がその所有する空き家においてリフォーム工事や残存する家財等の処分を行う場合に、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市以外の市区町村から転入し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、継続し、又は那須塩原市立地適正化計画に定める居住誘導区域外から居住誘導区域内に転居して居住することをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンク要綱第2条第1号に規定する空き家で同要綱第5条第2項に規定する登録が行われている物件をいう。
- (3) リフォーム工事 空き家の安全性、居住性、機能性等維持又は向上の

ために行う修繕、模様替、増築等に係る工事をいう。

(4) 家財処分 空き家に残置された状態の電化製品、家具、食器その他の家財道具を撤去し、又は処分することをいう。

(5) 併用住宅 居住の用に供する部分及び事業の用に供する部分が結合した住宅をいう。

(6) 空き家バンク登録予定者 空き家に係る所有権その他権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸（以下「売却等」という。）を行うことができる者であって、当該空き家をリフォーム工事又は家財処分（以下「工事等」という。）をした上で空き家バンクに登録する意思のあるものをいう。

(7) 入居者 売買契約の締結により新たに空き家の所有者となることが決定している者又は賃貸借契約の締結により空き家を賃借することが決定している者をいう。

(8) 入居予定者 売買契約又は賃貸借契約は未締結であって、売買又は賃貸に係る所有者の同意が書面により得られている者で、リフォーム工事が完了するまでに売買契約又は賃貸借契約の締結を行う予定のものをいう。

(9) 子育て世帯 入居者又は入居予定者のうち、補助金の申請年度において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居する世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象とする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 入居者又は入居予定者 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 空き家バンクの利用登録者であること。

イ 空き家バンク登録予定者の3親等以内の親族でないこと。

ウ 補助金の交付を受けた日から10年以上定住する意思があること。

エ 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。

(2) 空き家バンク登録予定者 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 工事等の完了後、速やかに当該空き家を空き家バンクに登録し10年以上継続して登録すること。ただし、登録後10年以内に売買契約が成立した場合は、この限りでない。

イ 市区町村が賦課する税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。ただし、併用住宅における事業の用に供する部分は、補助対象経費から除くものとする。

(1) リフォーム工事 次に掲げる要件のいずれにも該当する工事に要する経費

ア 登録空き家又は登録予定空き家の居住部分の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、改修、間取りの変更、補強等に係る工事（入居前に実施する工事に限る。）に要する経費であること。

イ 補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が20万円以上であること。

ウ 国、県又は市が実施している他の制度による補助金等の対象経費として含まれていないこと。

(2) 家財処分 次に掲げる要件のいずれにも該当する撤去又は処分に要する経費

ア 登録空き家又は登録予定空き家の居住部分において、残置された状態

の家電製品、家具その他の家財道具の撤去又は処分に要する経費（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する経費を除く。）であること。

イ 補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を含む。）の総額が5万円以上であること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている法人又は個人事業主が実施する撤去又は処分であること。

（施工業者）

第5条 工事等の施工業者は、地域活性化を図ることを目的に、原則として市内に本店、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者に限るものとする。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）リフォーム工事 次のいずれかの額

ア 子育て世帯以外の世帯 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。ただし、那須塩原市立地適正化計画で定める居住誘導区域内で行う工事に係る補助対象経費については、70万円を限度とする。

イ 子育て世帯 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、那須塩原市立地適正化計画で定める居住誘導区域内で行う工事に係る補助対象経費については、120万円を限度と

する。

- (2) 家財処分 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。ただし、那須塩原市立地適正化計画で定める居住誘導区域内で行う工事に係る補助対象経費については、12万円を限度とする。

2 補助金は、同一住宅又は同一人に対し、前項各号に掲げる区分ごとに、1回限りの交付とする。

(交付の申請期間)

第7条 補助金の交付申請を行うことができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 空き家バンク登録予定者 工事等に着手する前までの期間（ただし、家財処分を行う場合は、空き家バンクに登録された日から2年を経過するまでの期間内において工事等に着手する前までに申請した場合も可能とする。）

- (2) 入居者又は入居予定者 売買契約若しくは賃貸借契約を締結した日又は売買若しくは賃貸借の同意が書面により得られた日から2年を経過するまでの期間

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、工事等に着手する前に、空き家バンク登録建物リフォーム等補助金交付申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）に次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事

ア 工事に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 工事を行う住宅の平面図、住宅の外観及び施工予定箇所の写真

ウ 市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類

エ 登録空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者又は入居予定者に限る。）

オ 工事に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者又は入居予定者に限る。）

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 家財処分

ア 撤去又は処分に係る費用の明細書及び見積書の写し

イ 撤去又は処分を要する居住部分の室内の写真

ウ 登録空き家の売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類（入居者又は入居予定者に限る。）

エ 撤去又は処分に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者又は入居予定者に限る。）

オ その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家バンク登録建物リフォーム等補助金交付等決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに空き家バンク登録建物リフォーム等変更申請書（様式第4号）に変更す

る内容を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を空き家バンクリフォーム等補助金変更交付決定等通知書（様式第5号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 交付決定者が第8条に規定する申請を取り下げる場合は、空き家バンクリフォーム等補助金交付申請取下届（様式第6号）に交付等決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、工事等が完了したときは、当該工事等完了日（空き家バンク登録予定者にとっては、空き家バンクへの登録が完了した日（ただし、空き家バンク登録予定者が空き家バンク登録後に家財処分を行う場合は当該工事等完了日））から30日を経過する日又は当該日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、空き家バンク登録建物リフォーム等補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 工事等の請負契約書及び工事等に係る費用の領収書の写し
- （2） 工事等を行った箇所の完了後の写真
- （3） 転入後又は転居後の世帯全員の住民票の写し（入居者又は入居予定者に限る。）
- （4） 空き家バンク登録完了通知書（空き家バンク登録予定者に限る。）
- （5） 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（申請時において売買又は賃貸借の同意が得られたことを証する書類を提出した者に限る。）
- （6） その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、空き家バンク登録建物リフォーム等補助金額の確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに空き家バンク登録建物リフォーム等補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過する日までの期間に補助金の対象となる物件を取り壊し、又は空き家バンクの利用登録者以外のものに売却等をしたとき（交付決定者が空き家バンク登録予定者である場合に限る。）。
- (3) 補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過する日までの期間に転居し、又は転出したとき（交付決定者が入居者又は入居予定者である場合に限る。）。
- (4) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他補助金を交付することが適当でないと市長が特に認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取

り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金について、令和4年3月31日から5年を経過するごとに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則 (平成30年6月1日告示第128号)

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月24日告示第146号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月21日告示第30号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月26日告示第44号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。